

1 目的

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

2 実施施設

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設など

3 補助対象経費

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業の実施に直接要する経費のうち、補助対象期間に支出したもの

4 補助対象期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで（予定）

5 補助対象とならないもの

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む）
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

6 その他

- ・ 本事業は、国の令和5年度補正予算事業に基づき、単年度限定での実施を予定しています。
- ・ 申請時期や申請方法等については、追って詳細を御案内します（※）が、これに先立ち、想定申請件数の把握や施設の意向確認等のため、各施設にアンケートを行う予定ですので、その際は御協力をお願いします。

※必要な申請書類としては、所定の決算（見込）書類のほか、補助対象経費を支出したことを証する書類の写し、設備の購入や設置等を行う前の状態と行った後の状態を示す図面や写真などを想定しています。